



# 阿寒国立公園屈斜路湖畔 ゴルフ場計画に 反対しよう

中野 徹三

なかの てつぞう  
1930年北海道生まれ。  
北海道大学文学部卒業。  
同大学院文学研究科(西洋史学)博士課程中退。  
現在、札幌学院大学人文学部教授(人間学、社会思想史)。本協会常務理事。会員としての関心分野は、自然保護に有効な人間学の体系構成の追求。

## さらばゴルフ場症候群

真珠湾攻撃五〇周年という記念すべき日(一九九一年十二月八日)の『朝日新聞』第一面のトップは、元北海道・沖繩開発庁長官だった自民党の阿部文男代議士が、渡島支庁木古内町でゴルフ場・スキー場・リゾートホテルなどを含む三百億円を超えるリゾート計画を立て、町長と町議会ぐるみの全面協力を得て(「第三セクター」設立)推進しているうちに、パブル経済の破綻で昨年十一月倒産した東京の鉄骨メーカー「共和」から、数千万円の資金援助を受けていたという記事によって占められた。

この事実が端的に象徴しているように現在の、ゴルフ場狂騒曲は、わが国の残された貴重な自然を根こそぎ破壊するばかりでなく、会員権の乱売による不当利得や詐欺商法、不正な土地買占め、暴力団の資金稼ぎ、国会議員から地元市町村の首長や議員、職員に及ぶあいつぐ汚職等、まさに人間の心をも黒く汚す「社会悪の根源」(屈斜路湖畔ゴルフ場計画の不承認を求める当協会の要望書から)ともなっている。

私は、この事態を前にして、もはや「ゴルフも健康なスポーツ、悪いのは一部悪徳業者だけ」などということは許されない、と思う。岩間カントリークラブや茨城カントリークラブ、イトマン・グループなどの例からもわかるように「一部」悪徳業者はパブル経済を演出した金融業界や政界、広域暴力団などと深い構造的な連関の網の目を構成しており、しかも政府は日本全土を蔽うこの大規模な人工的災害を眼のあたりにしながら、預託会員権制度の規制を含むゴルフ場の法的規制にすら取り組もうともしない。また、国民のかんりの部分は、ゴルフ場禍の恐ろしさに次第に気づき始めながら、時には暴力団に

脅かされながらもゴルフ場開設反対に立ち上りつつある市民たちの運動が、私たちと今後の世代すべてにとって人間的にもっとも貴重なものを守ろうとしているのだ、ということに気づかず、自分がクラブを振ることは、誰にも関係のない自分の自由だ、と思っているらしい。だが今、こう考える必要はないだろうかーゴルフ以外にスポーツはないのか、今のブームに一樣に踊らされていることこそ、実は異常に画一的で非個人的な「日本的」現象の、なに気ない奴隷ではなかるうか?

表1は、世界のゴルフ人口の九割はアメリカと日本が占めていることを示しているが、イギリスを除いて上位五位を占める国はいずれも広大な大陸国家であって、この狭い日本にどれほど多数のゴルフ人口がひしめいているかは国土一平方キロ当りのゴルフ人口を計算してみると、アメリカの十六倍、イギリスの五倍、フランスの実に二四二倍(一)となることからわかるはずである。

また、表2のゴルフ場数は、一九八五年の数値であるが、ここでは総数も一平方キロ当りのゴルフ場数もゴルフ発祥国であるイギリスが日本を上廻っているが、日本がイギリスを含めたヨーロッパ諸国よりも平地が遙かに狭い山岳国家であることを考えると、平地での密度や自然破壊の度合は、日本の方が問題にならないほど高い。しかも、表3が示すように、日本のゴルフ場開設計画が現在の「計画」通り進めば、この二、三年のうちにイギリスを軽く追い越してしまうことは、ほぼ確実である、といえる。

次に、この異常なゴルフ場過密国日本の中で本道の位置を、表3、4で確認しておこう。一九八七年のリゾート法成立時と比較して、一九九一年の本道のゴルフ場総数は既設分では二〇%増、建設中を

表1 世界のゴルフ人口 (1985年)

順位	国名	ゴルフ人口	世界に占める割合	割合の計	1人当たり 1キロゴルフ人口
1	米 国	18,000,000	51.86	51.86	1.92
2	日 本	12,000,000	34.58	86.44	31.58
3	イギリス	1,535,400	4.42	90.86	6.37
4	カナダ	1,500,000	4.32	95.18	0.15
5	オーストラリア	686,000	1.98	97.16	0.09
6	韓国	250,000	0.72	97.88	2.52
7	スウェーデン	90,000	0.26	98.14	0.20
8	南アフリカ	80,000	0.23	98.37	0.07
9	フランス	70,000	0.20	98.57	0.13
10	西ドイツ	60,000	0.17	98.74	0.24
...	...	...	...	...	...
計	全世界	34,706,900人	100%	100%	

表2 世界のゴルフ場数 (1985年)

順位	国名	ゴルフ場数	世界に占める割合	割合の計	1000人当たり 1キロゴルフ場数
1	米 国	12,278	58.03	58.03	1.31
2	イギリス	2,001	9.46	67.49	8.20
3	日 本	1,452	6.86	74.35	3.85
4	オーストラリア	1,440	6.81	81.16	0.18
5	カナダ	1,224	5.78	86.94	0.12
6	南アフリカ	379	1.79	88.73	0.31
7	西ドイツ	185	0.87	89.60	0.74
8	スウェーデン	160	0.76	90.36	0.35
9	フランス	150	0.71	91.07	0.27
9	イ ン ド	150	0.71	91.78	0.04
...	...	...	...	...	...
計	全世界	21,159人	100%	100%	

ゴルフダイジェスト社 『最新ゴルフ大百科』参照

表3 80年代以降の日本と北海道のゴルフ場数推移

		1980	'84	'87 (リゾート 法成立)	'91 (7月27日現在)
		日本	既設 建設中 計画中	1,416	1,469
北海道	建設中 計画中	104	107	110	132 45 61 (91年12月末日現在) (許可済み含む) (道に申請中のもの)

表4 主要ゴルフ場集道県比較 (1989年末)

	ゴルフ場数	ゴルフ場数	
		100 km <sup>2</sup>	住民10万人
北海道	131*	0.17	2.3
栃木	87	1.35	4.57
千葉	104	2.59	2.0
埼玉	59	1.34	1.0
長野	56	4.3	2.6
兵庫	116	1.49	2.18
福岡	48	0.97	1.02
沖縄	24	1.09	2.0
全 国	1,700	0.45	1.40

\* この数は、道の土地水対策課の数値と若干違っているが、一般にゴルフ場数の数値がデータ源により量同があるのは、その判定基準の違いによる。

含めると六一%増となり、それぞれの全国の対応数値(一四%と三八%)を大幅に上廻る。その結果、全国のゴルフ場総数に占める本道の割合は既設分で八七年の六・九%から九一年の七・三%へ上昇したが、建設中を加えると、この二、三年で八%にまで達する。にもかかわらず、他の都府県が高い地価とますます厳しくなる規制と反対運動で伸び悩む(その結果造成地はますます平地から山間部に移動し、地盤災害を激化させている)のに対して、本道の広さと相対的に安い地価、地元市町村当局のつくられた「ゴルフ場」活性化」願望とあいまって、ゴルフ場の本道集中を——このままでは——いっそう激成

するであろう。  
だが対人口比ゴルフ場数では、表4が示すように、本道はすでに全国の最高クラスにランクされている。また、表2と見比べると気づくことだが、北海道のゴルフ場数は、すでに世界七、八、九位のドイツ(西)、スウェーデン、フランスのそれと肩を並べる(やがて遙かに追い越す——このままでは)ところまで急伸しているのだ。(面積はそれぞれ本道の三倍、六・四倍、七倍)。しかもこれらの国々ではゴルフ場の増加もほとんどなく、その造成が環境問題として騒がれることもない——大量のスキー客による環境破壊はスイスやチロルを中心に大きな問題

となっているが、それでは、これらの国民はスポーツをしないのだろうか。ドイツ(西)の「ゴルフ連盟」会員(一九八三年)は、五六、八八一名で、「空手連盟」(五四、一四八名)とほぼ同数だし、「ドイツ柔道連盟」にはその三倍以上の一九二、五二一名が加入している。ここではゴルフはややハイクラスのちゃんとしたスポーツで、会社の接待手段でもなければ、ましてや不労利得手段でもない。つくられたゴルフ熱を冷まし、個性的で、真に体育や保養の名に価するスポーツをとまなり生活へと、私たちの発想を今こそ転換すべきではないか?それなしには、私たちは次の世代の身体と精神双方の健康を、私た

ち以上にひどくそこなうのだ。

### 阿寒国立公園と温原公園を守れ

だが、このゴルフ場症候群は、遂に本道の国立公園区域内にまで入り込んだ。この計画とその重大さを私たちが知ったのは、弟子屈町屈斜路湖畔のコタン地区に住む戸塚美波子さん（最近本会に入会）が、昨年六月二日千歳市で開かれたゴルフ場「規制地域住民会議」で報告されてからだ。この遅れについては、私たちは深く反省している。早いほど阻止の可能性が高まるので、今後、開発の動きがおこったら、すぐ協会に知らせて頂きたい。私は七月に紺谷理事と共に現地を訪れ、戸塚さんたちが結成した「コタン山の緑と湖水を守る会」の人たちと話し合い、ゴルフ場予定地を訪れるとともに、吉田千代司弟子屈町長はじめ町当局、業者代表とも合つて、つぶさに実情を調査した。

「弟子屈複合リゾート」開発計画は、東京に事務所を持つ「森久エンジニアリング」（広海広一社長）が策定したもので、屈斜路湖の南端が釧路川に注ぐ地点東側の湖畔コタン地区から背後の通称コタン山（二二五㍎）に向つてせり上る山林と畑地、牧草地二〇六・八五haの上に、十八ホールのゴルフ場と約百戸のコテージを建設し、屋内スポーツ施設も備えて、通過型でなく、滞在型のリゾートをめざすという。予定地は阿寒国立公園の普通地域内にあり、計画上のゴルフ場エリアの端は、湖畔から約百㍎の近さに位置する。予定地の斜面からは、和琴半島を左に、中島を正面に望む雄大な屈斜路湖の全景が眼下に広がり、思わず息をのむ美しさである。

この地をゴルフ場という計画は、前町長横山徳住氏の時代に、京都東山観光株式会社がか

わつたが、同社が地権者にあてた挨拶状に「…地元の皆様方との仲介をしております不動産業者が皆様方との間で法律に違反する行為があり…又、仲介の不動産業者が当社以外の方に当地の開発を依頼されている様にも聞きます。…」などという文章があることからも推察されるような土地取得をめぐる黒いうわさが最初からあり、結局同社は手を引いた。その後、一昨年早々から森久エンジニアリングがこの計画を引き継いだ。町長はじめ町当局・町議会の多数は、終始この計画を町の起死回生策として積極的に推進を図つた。

この間、用地の取得を進めたのが東京に本店を持ち不動産売買・建設等を行っている光徳建設株式会社（昭和六一年一二月設立、資本金一千万円）で、予定地は昭和四〇一四年度に道営開拓パイロット事業として道が八千二百万円余（国費六五％）をかけて農地造成した第一種農地（畑と牧草地が五八％、

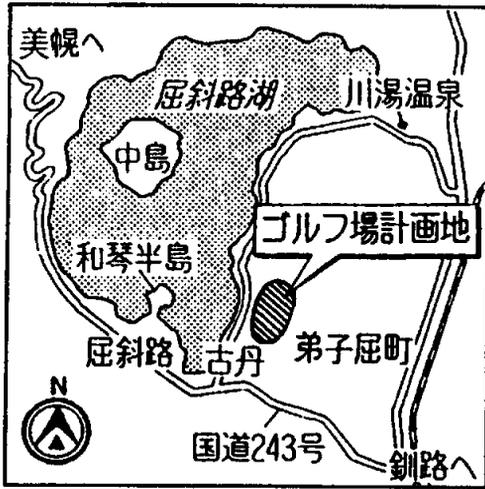


図1 ゴルフ場位置図

残りは原野と山林）であるが、八八年と八九年の農地転用許可基準の「改正」で、ゴルフ場建設を目的とした転用の規制が緩められたこと、計画地内の農地率が「おおむね約二割」から「五割未満」にまで引き上げられたこと、を機に負債に悩む弟子屈農協などの土地を八八年に買取、九〇年二月に森久エンジニアリングに売却している。取得価格は二千五百万円だが、一年後の売却価格は三倍近い、という（道議会決算委での本間委員への答弁）。また農協内部では、組合員に十分はからずには売買が行われたことに、批判が出されている。

森久エンジニアリングは九〇年早々から予定地の地権者との交渉を進め、同意者に手付金を支払つたが、国土利用計画法上問題があるとされて町はその回収を指導、手付金は回収された、といわれる。

この時、こうした行為が国土利用計画法の届け出義務に反した契約の予約行為だと、同法違反の疑いで告発の準備を進めたのが、地元コタン地区のひとびとだった。反対運動のきっかけとなったのは、九〇年二月二二日、同社がコタン地区住民に対して突然菓子折などを配つて計画の説明会を開催しようとしたことだった。この会は、怒った住民の抗議の集会となったが、この説明会がどれほどずさんで住民無視のものであったかをうかがう一資料として、同社が住民に配つた案内状をそのまま復元しよう（資料一）。なお「町の希望」ということで、この場で承諾の印を取ろうとしているところにご注意願いたい。

協会理事会は、私たちの現地調査の結果を踏えて、九一年七月二六日、「阿寒国立公園区域内ゴルフ場計画の中止を求める要望書」を環境庁長官、道知事、弟子屈町長ならびに森久エンジニアリング社長に送つ

# 説明会の開催に就いて 各位様

この度当社は当地屈斜路コタン地区に、総合レジャー開発を行ふ予定になりました。つきましては、当地コタンの住民の方々の御協力と御理解が無ければ出来得ないものでございませぬので、お急かしの中極分御足労をございませぬかと、よろしくお願ひ申上げます。  
(開発等の説明会、皆様の御要望等の協議)尚弟子屈町行政の希望をございませぬかと、認の印鑑御持参願ひたく、よろしくお願ひ申上げます。

亦此の機会には屈斜路自治会長様様の許可を取らせて頂きます

日時 平成2年2月22日 午後7時

場所 コタン生活館

東京都代田区九段南4-7-16

株式会社 森久エンジニアリング

代表取締役 廣海光一

資料1

た。また、情勢の緊迫に対応して、さらに一二月一三日、道との間で事前協議中の同計画を道が承認しないよう求める再度の要望を行った。七月一日に弟子屈町より道に提出された計画は、以後排水路計画など基幹部分に変更があり、現在道の指示で再度のアセスが行われることになっている、といわれる。

他方、反対運動は「コタン山の緑と湖水を守る会」を中心に、屈斜路湖に発する釧路川を唯一の上水源とする釧路市にも拡がり、反対署名は三、五七四票に達し、コタン地区の住民の九割も署名に参加して、昨年九月に町役場に提出された。また釧路では八〇団体が反対の意志を表明し、九月下旬には計画に反

対する町議の代表を含む地元各団体の代表が道議会に陳情を行った。これに対して、推進派の町議と町当局は、一月中旬の町議会で四名の反対を押し切つて賛成多数で計画推進を決議したが、一二月二三日同町で行われた「コタンの緑と湖水を考える弟子屈町民のつどい」には、予想を大中に上廻る二百名を超える弟子屈町民、釧路市はじめ周辺市町村の有志が集まり、北大苫小牧演習林長石城謙吉氏の講演を熱心に聴き、活潑な討論を行つて、反対の決意を新たにした。さらに一二月二日には、コタン地区で住民集會が行われた。ことし、一九九二年は、道内の国立公園区域内にゴルフ場第一号の開設を許すか

否かを決する本道自然保護史上の重要な一年となる。

さて、ここでは、私たちがなぜこの計画にこれほどまで強く反対するかを、詳しく述べる必要はないと思われるので、特に強調したいいくつかの点を述べ、会員と道民さらに全国の自然を愛する皆さんに、運動へのご理解とご協力を求めたい。

第一に、どういふ「理由」があるかと第一級の自然公園「わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地」（自然公園法第二条）内に、ゴルフ場を許すことは、自然を守る最後の歯どめをみずから崩し、引き続いてすべての国立公園内にゴルフ場造成の波が押し寄せることを容認する結果を招く。普通地域だから規制がなくてよいという「理由」は、全く理由にならない。日本の国立公園自体、保護の水準からいって国際的にも「国立公園」として認められているのは、日本ではわずかに五つしかないといわれるほど低いレベルにあり、環境庁が率先して現在の公園の区域を拡大し、地域や地種の区分を保護の現代的水準にふさわしい程度にまで変更することこそが今求められているはずである。生態系保護地域の設立でも、守るべき中心のコア・ゾーンの周辺に、バッファ・ゾーンを置くことを、農水省ですら認めたではないか（実際の適用は、その精神からまだ遠く背馳しているにせよ）。今回の予定地は「特別地域」である水面から百メートル離れていない。もともと、自然公園法の施行令第三条には、「自然公園事業となる施設の種別」として「ゴルフ場」が挙げられていたが、昭和四八年の改正で削除された経緯がある。すなわち「ゴルフ場は自然公園にあるべき施設ではない」というのが現在の国立公園の基本的な考え方なのである。それにもかかわらず、環

境庁自身が一昨年（九〇年）六月一日付に出した「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」は、自然樹林地を極力避け、それを含む場合でも敷地面積の七〇％を超えないこと、などという、およそ制限としての現実的意味を持たない内容のものとなっており、こうした規定にひっかからない計画をむしろ奨励する役割をすら果たしていることには、憤慨を覚えずにはいられない。これでは環境庁などではなく、環境破壊勸奨庁である、といわれても仕方があるまい。

第二に、町当局と開発予定業者は、七月の私たちとの話し合いの際、国立公園内なので、1. 現在ある森林は極力手をつけない。2. 牧草地と畑内につきり、形状変更はしない。3. 雨水で沢に入るのはやむをえないが、生活排水を含めてコース内の水は、活性炭を用いて三次処理して調整池に溜め、のちコース内フェアウェイに散水するという方法で、水を外に出さない、と説明した。

だが、大雨の際、調整池が溢れてすぐ下の湖水に大量流入しない保障はないし、フェアウェイへの散水は結局土壌に浸透し、雨水は各種汚染物質とともに、結局は湖水に入ることは避けられない、汚水を一切外に出さない、などということは不可能である、と指摘すると、業者も町当局もそれをもとと認めざるをえなかった。その後、排水計画は変更され、鉦路川に誘導されることになった、と聞くが、この川は、鉦路市を含む下流市町村の唯一の上水源であり、またわが国第一号の湿原国立公園の水系に接しており、「まことに由々しい事態」（協会要望書）といわざるをえない。

また、無農薬をめざすといわれているが、現状では不可能に近く、地盤凝固剤や雪腐防止剤の散布も

水と公園内環境を汚す重大な要因となる。

第三に、予定開発業者とその計画をめぐる数々の疑問である。ゴルフ場について環境計画上の基幹ともいべき排水計画を先の私たちの指摘もあって事前協議の途中で変更したことは今述べた通りであるが、七月に私たちに説明したところでは、会員権は販売せず、パブリックでやってゆく、と答えた。工事費を質問すると用地費を含めて約百二十億円という答だったが、私はこれをパブリックでやるとすれば、かりに百二十億を年十億づつ（収入で）償還するとしても（金利は別として）、一年二百日の営業として（冬がある）、一営業日につき五百万円の収入を要する、他に経費は更にかかる、果してこれで行っていいのか、しかも事業を担当するという会社は、ゴルフ場ははじめてというのに、と質問すると町長も「実はそれが一番心配です」と答えた。最近の情報によると、パブリック制の計画はすでに崩れ、やはり会員権も売り出す（「セミ・パブリック」というそうだ）という。なお森久エンジニアリング社は、平成元年五月の設立という新しい会社で、資本金は一億円である。パブル経済の崩壊で、道内でもリゾート計画が相ついで破産ないし後退している現在、私たちが世界に誇る阿寒国立公園内に、無惨に自然を破壊したゴルフ場の残骸が残らないという保証はない。

第四に、町長が挙げたゴルフ場歓迎の理由のひとつは、それに伴う収入増であるが、それが現実には対応する地方交付税交付金の削減でいうほどのものとはならないことは別としても、町の収入が乏しいために未だに下水道整備もできず、温泉や住宅の汚水が屈斜路湖に不十分な処理のまま流れ流しになっている点を挙げていた点は、日本の国立公園行政の

貧困の一象徴といえよう。なぜ国や道は、湖水を持つ国立公園内の市町村の下水道整備を優先させる程度の施策すら出来ないのか。それで七月の協会の要望書の第四点は、国立公園の「監督官庁としての環境庁が、同町の下水道整備のため特別の措置が講ぜられるよう、関係機関への働きかけを含めて善処されること」を強く要請した次第である。

最後に、このコタンの地は、アイヌ民俗資料館を持つ、アイヌ民族の聖なる地でもある。弟子屈に六〇年以上住まわれている自然研究家永田洋平氏（釧路短期大学教授・本協会会員）は、コタンの地が古くから神と人とが触れ合う地、イモマンテ祭など最高の神事が行われたアイヌ民族の聖地だったことを強調されている。六月の千歳市での集会で、戸塚さんは無惨に破壊されてゆく北海道の自然について嘆き、「北海道を返してもらいたい、という気持ちもある」と訴えられた。国際先住民の年の前年にあたる一九九二年、この声に私たちは何と応えるべきであろうか。

だが、ここにひとつの希望がある。九一年十月二三日、道議会は各会派満場一致で「リゾートの乱開発を抑制する決議」（資料二）を採択した。重要なので、次に全文を掲げる。

私たちはこの中の「国立公園内でのゴルフ場やリゾート開発計画がもちあがり……」という文章を、特にテイクノートしたい。つまり、道議会は、国立公園内のゴルフ場やリゾート開発計画を乱開発の代表的なものとして一致して認めたのだ。道議会がこの決議を真に守るのかどうか、私たちは今後厳重に注視しつつ、運動を進めていきたい。

議案第一号

リゾートの乱開発を抑制する決議

右の議案を別紙のとおり提出します。

平成三年十月十九日

提出者 北海道議會議員

桜田 正明

同 高橋 庸

同 伊藤 武一

同 水野 重男

同 大橋 晃

同 木村 澄男

北海道議會議長 若狭 靖 殿

決議案第一号

リゾートの乱開発を抑制する決議

四年前に制定されたいわゆる「リゾート法」以降、本道においても、一大リゾート開発ブームが到来した。

しかし、最近道民の間から、乱開発による自然破壊や地方財政の圧迫などについて、批判の声があがっている。

また、国立公園内でのゴルフ場やリゾート開発計画がもちあがったり、銀行の不正融資とのかかわりや、農地法、国土法違反事件なども発生し、大きな社会問題になっている。

みどりあふれる本道においては、豊かな自然環境の保全にとり、自然や農林業を生かした道民本位のリゾート開発こそが望ましく、乱開発の抑制について十分配慮すべきである。

平成三年十月二三日

北海道議會

(1)

『ゴルフ危険日書』、ユニバーサル双書編集委員全編（一九九〇年）、二七ページ。

本書は、『ゴルフ場亡国論』小田国廣編（一九九〇年）、藤原書店、『ゴルフ場はいらない』日本消費者連盟（一九九〇年）、『ゴルフ場ストップ・法的対応のすべて』リサイクル文化社（一九九〇年）などとともに、多くの人が読むべき好著である。なお表1、表2の単位国土面積当りのゴルフ人口、ゴルフ場数は、私の計算による。

(2)

Kursbuch Deutschland 85/86, Wilhelm Goldmann Verlag, S. 463.

(3)

依造三「国立公園内の国有林経営は一般会計で」（『自然保護』三三〇号）参照。



ドロノキ

資料 2